

●香川県監査委員告示第2号

包括外部監査人岡林正文が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助させることについて、監査委員と包括外部監査人岡林正文との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成23年7月22日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
田中 賢治	高松市伏石町2112番地9	平成23年7月22日から 平成24年3月31日まで
久保 誉一	高松市浜ノ町7番25-908号	
田中 雅登	高松市桜町1丁目4番24-503号	
山崎 泰志	高松市多賀町3丁目16番18-103号	
池田 哲也	高松市昭和町1丁目1番19-201号	
平野 幸代	丸亀市南条町55番地	